

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 国の施策等の動向

(1) 障害理解・差別*解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）施行から3年が経過し、社会の変化等に伴う内容の充実が求められることや、施行状況から判明した制度・運用の不十分な点について対応策を講じる必要があることから、平成31年2月より国の障害者政策委員会において見直しの検討が進められてきました。

令和2年6月の委員会意見の取りまとめでは、差別の定義や概念の明確化、事業者による合理的配慮*の適切な提供の確保の必要性等見直しの考え方が示され、今後は国において具体的な措置について検討が進められ、障害理解が前進することが期待されています。

(2) 障害のある子供への支援

平成28年5月の児童福祉法改正により、医療的ケア児*が必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきました。

また、障害のある子供への支援に関する教育と福祉の連携について、平成30年3月に文部科学省と厚生労働省が取りまとめた報告書では、各地方公共団体において、教育委員会や福祉部局が主導し、教育と福祉の連携を加速させることや保護者支援の取組を充実させることなどが掲げられています。

(3) 社会参加の充実

平成30年度には、国や地方公共団体における障害者法定雇用率*の不適切計上が明らかとなり、これに起因して令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。改正法では、不適切計上の再発防止策のほか、精神障害のある方や重い障害のある方を含めた障害者雇用の計画的な推進などが盛り込まれました。

令和3年3月より、障害者法定雇用率は民間企業で2.3%、国及び地方公共団体では2.6%（都道府県等の教育委員会にあっては2.5%）に引き上げることが決定しており、障害者雇用の一層の促進が求められています。

また、令和元年6月に施行された、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）により、視覚障害や盲ろう*、発達障害、肢体不自由等によって読書が困難な方に対し、読書環境の整備を進めていくことが求められています。

(4) 環境の整備

障害福祉分野で働く人材の確保・定着は大きな課題となっており、令和元年10月に行われた障害福祉サービス等報酬改定では、消費税率改定に係る報酬改定と併せて、経験や技能のある職員に重点化を図りつつ事業所の実情を踏まえた配分を認める加算が設定されるなど、障害福祉人材の処遇改善が行われました。

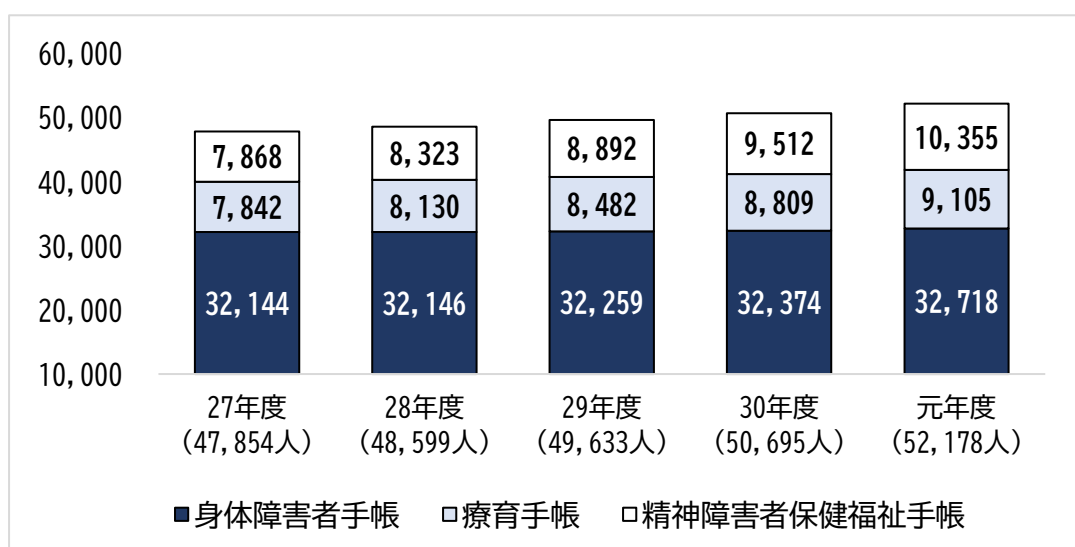
(5) 2020 東京パラリンピックの延期

令和2年8月に開催を予定していた東京パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、1年の延期が決定されています。令和3年度の開催に向けて、引き続きユニバーサルデザイン*の街づくりと心のバリアフリー*の推進が求められています。

2 本市の現状

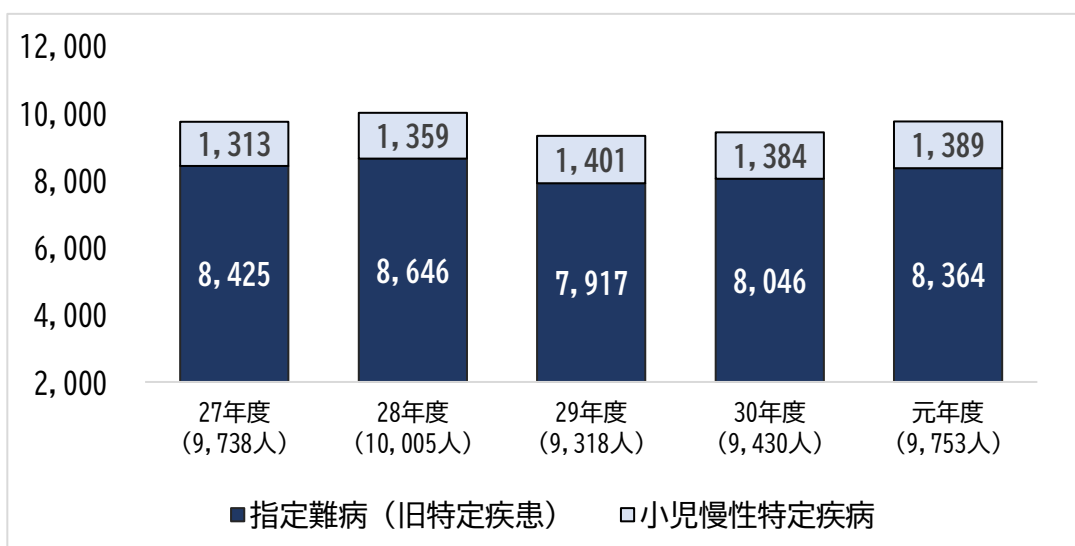
(1) 障害者手帳保持者数

令和元年度の本市の障害者手帳保持者数は52,178人であり、全体的な手帳保持者数、各手帳別の保持者数のいずれも増加傾向となっており、今後も同様の傾向が続くと考えられます。



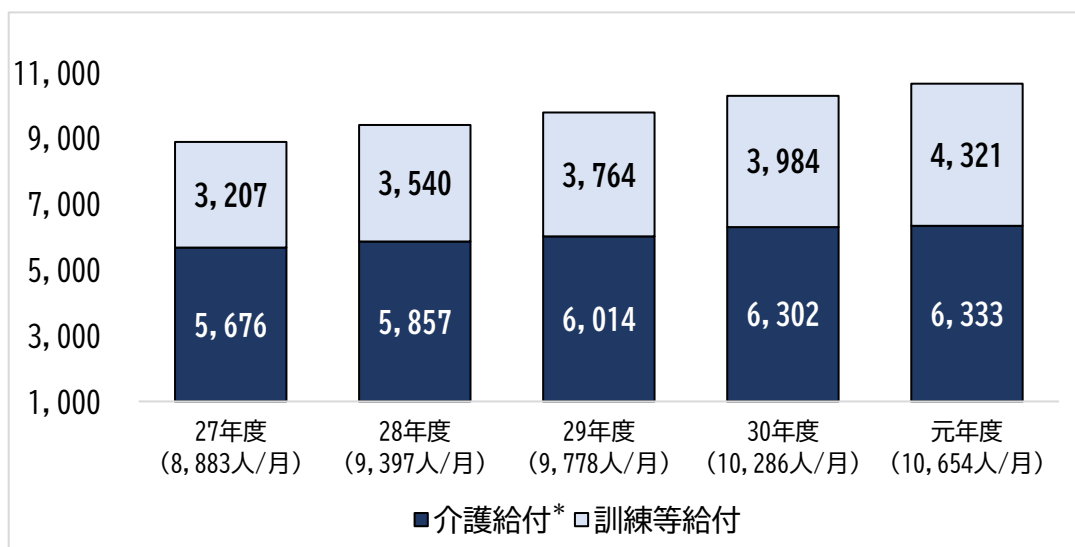
(2) 指定難病*・小児慢性特定疾病*患者数

令和元年度の指定難病・小児慢性特定疾病患者数は9,753人であり、その合計数は平成29年度に一旦減少した後は増加傾向となっています。



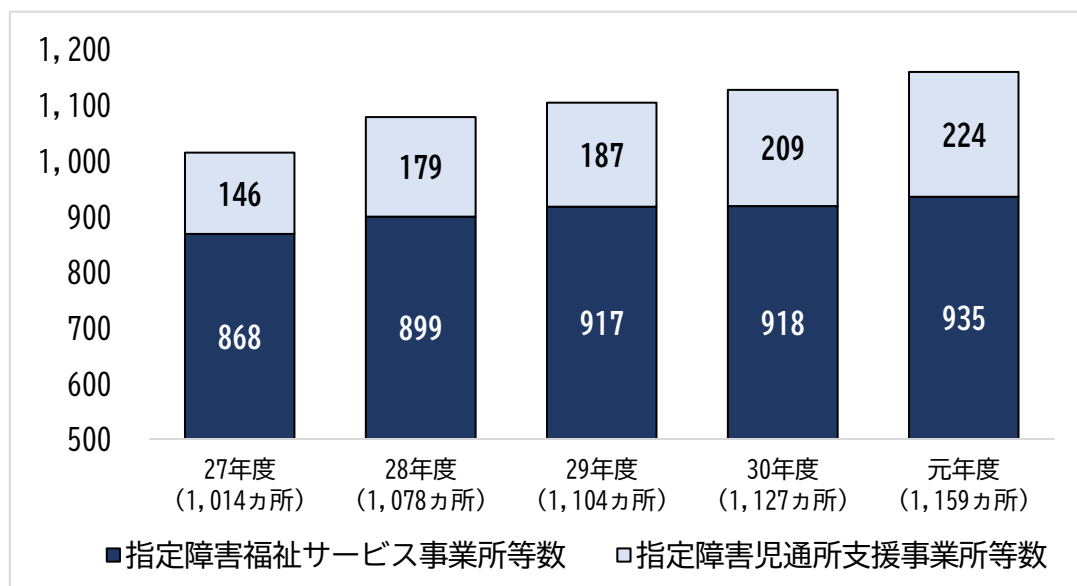
(3) 指定障害福祉サービス等利用者数

令和元年度の利用者数は10,654人/月であり、利用者数は増加傾向にあります。とりわけ訓練等給付*の増加傾向が顕著となっています。



(4) 指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数

令和元年度の市内の事業所数は1,159カ所と、4年連続で増加しています。指定障害児通所支援事業所等の増加傾向が顕著となっています。



※指定障害福祉サービス事業所等数には相談支援事業所数を、指定障害児通所支援事業所等数には障害児相談支援事業所及び障害児入所施設数を含む。